

広島市告示第235号  
令和6年4月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) 広島駅ビル ekie (エキエ) (東区画)
  - (2) 所在地 広島市南区松原町1185番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - J R西日本不動産開発株式会社  
代表取締役社長 藤原嘉人  
大阪市北区中之島二丁目2番7号
  - 中国 SC 開発株式会社  
代表取締役社長 竹中 靖  
広島市南区松原町1番2号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - (変更前) 4,187 m<sup>2</sup>
    - (変更後) 28,908 m<sup>2</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
別紙1のとおり。
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
別紙2のとおり。
- 4 変更予定年月日  
令和7年3月1日
- 5 届出年月日  
令和6年3月29日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和6年4月16日から令和6年8月16日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

### (1) 提出期限 令和6年8月16日

### (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ①駐車場の位置及び収容台数

## 【変更前】

位 置	収 容 台 数
新幹線側屋上	46 台
合 計	46 台

## 【変更後】

位 置	収 容 台 数
南側ビル西側	181 台
北側別棟並びに屋上	103 台
合 計	284 台

## ②駐輪場の位置及び収容台数

## 【変更前】

位 置	収 容 台 数
エキエ北西側	35 台
新幹線高架下東側	85 台
合 計	120 台

## 【変更後】

位 置	収 容 台 数
エキエ北西側	35 台
南口ビル地下	655 台
南口ビル東側	184 台
合 計	874 台

## ③荷さばき施設の位置及び面積

## 【変更前】

位 置	面 積
新幹線高架下西側	268 m <sup>2</sup>
新幹線高架下東側	136 m <sup>2</sup>
合 計	404 m <sup>2</sup>

## 【変更後】

位 置	面 積
新幹線高架下東側	136 m <sup>2</sup>
別棟駐車場 1 階	135 m <sup>2</sup>
南口ビル西側	80 m <sup>2</sup>
南口ビル東側	144 m <sup>2</sup>
合 計	495 m <sup>2</sup>

## ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

## 【変更前】

位 置	容 量
新幹線高架下中央側	38.1m <sup>3</sup>
新幹線高架下東側	79.1m <sup>3</sup>
合 計	114.1m <sup>3</sup>

## 【変更後】

位 置	容 量
新幹線高架下中央側	38.10m <sup>3</sup>
新幹線高架下東側	79.10m <sup>3</sup>
南口ビル西側	93.30m <sup>3</sup>
南口ビル東側	107.81m <sup>3</sup>
合 計	318.31m <sup>3</sup>

## 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## 【変更前】

午前 6 時 00 分～午前零時 00 分

## 【変更後】

午前 6 時 00 分～午前零時 00 分（一部、24 時間）

## ②来客が駐車場を利用することができる時間帯

## 【変更前】

午前 5 時 30 分～午前零時 30 分

## 【変更後】

24 時間

## ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

## 【変更前】

駐車場No.	出入口の数	位 置
屋上駐車場	1 箇所	新幹線側屋上

## 【変更後】

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場①	1 箇所	南口ビル側
駐車場②	1 箇所	敷地北西側
合 計	2 箇所	

## ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

## 【変更前】

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	24 時間
荷さばき施設②	24 時間

## 【変更後】

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	24 時間
荷さばき施設②	
荷さばき施設③	
荷さばき施設④	